

1 改定のポイント

今回の改定のポイントは、次の3点です。

○ 防災指針の追加

より災害に強いまちづくりを進めるため、第7章に新たに防災指針を追加するとともに、各章では防災・減災の視点を強化しました。

○ 中間評価の実施

計画策定後からの変化を施策に反映するため、現状分析を行い、中間評価を実施しました。

○ 施策内容の整理

「安全・安心で、持続可能なコンパクトなまち 長岡」を実現するため、施策区分ごとに取組内容、実施主体等を把握できるようにまとめました。

本資料は、改定のポイントを踏まえ、計画書の理解を深めるための補足説明として作成しました。計画の詳細は素案にてご確認ください。なお、本資料は、パブリックコメントの対象外です。

2 第1章～第6章（素案P1-1～P6-18）

第1章から第6章までは、防災・減災の視点を追加するとともに、中間評価を踏まえた修正を行いました。

改定計画の概要は次のとおりです。現行計画から変更、追加した箇所を下線で示します。

(1) 対象区域 都市計画区域内

(2) 計画期間 平成29年度～令和8年度（防災指針：令和3年度～令和12年度）

(3) 都市計画マスタープランの将来都市像（素案P3-2～3-4）

「安全・安心で、持続可能なコンパクトなまち 長岡」

(4) 都市拠点と交通ネットワーク（素案P3-5）

本市では、人口減少・少子高齢化に対応した、持続可能でコンパクトなまちづくりを進めており、都市計画マスタープランの目指す将来都市像の実現に向けて、都市拠点及び交通ネットワークを次のとおり設定し、居住と都市機能の誘導を図ります（図1）。

- 都市拠点として、都心地区と地域拠点を位置付け
- 都心地区と各地域拠点間を公共交通で接続
- 各地域拠点間、各地域拠点と小さな拠点間は公共交通や地域生活交通で接続
- 災害時にも拠点機能を補完しあうことができる地域間ネットワークを維持

(5) 本計画における都市づくりの基本方針（素案P3-6）

人口減少下でも、「安全・安心で、持続可能なコンパクトなまち 長岡」を実現するため、災害への備えを強化した市街地には市域や地域を支える都市機能を、歩いて暮らせる生活圏には居住を維持・誘導し、公共交通で連携するまちづくりを進めます。

ア 居住誘導の方針（素案P4-3）

- 生活サービスやコミュニティ、歩いて暮らせる生活環境を持続的に確保するため、都市拠点及びその周辺エリアへ居住を誘導します。
- 災害に強く安心して住み続けられる環境を確保するため、安全性を高める取組等が進められた災害リスクの低いエリアへ居住を誘導します。
- 公共交通のサービス水準が維持され、過度に自家用車に依存することなく、「都市拠点」へアクセスできる利便性が確保された、公共交通の便利なエリアへ居住を誘導します。

イ 都市機能誘導の方針（素案P5-2）

- 都心地区では、既存ストックを活用しつつ、中越地域全体の活力とにぎわいを創出する広域かつ高度な都市機能の維持・誘導を図ります。
 - 地域拠点では、各地域の中心として地域を支える都市機能の維持・誘導を図ります。
 - このほか、これらの都市拠点では、日常生活に必要な基礎的な都市機能の維持・誘導を図ります。
 - 各都市拠点では、防災・減災対策等の安全性を高める取組を進め、災害に強く安心して住み続けられる環境を確保するために必要な都市機能の維持・誘導を図ります。
- ※ 官民連携により、これらの都市機能の維持・誘導を実現します。

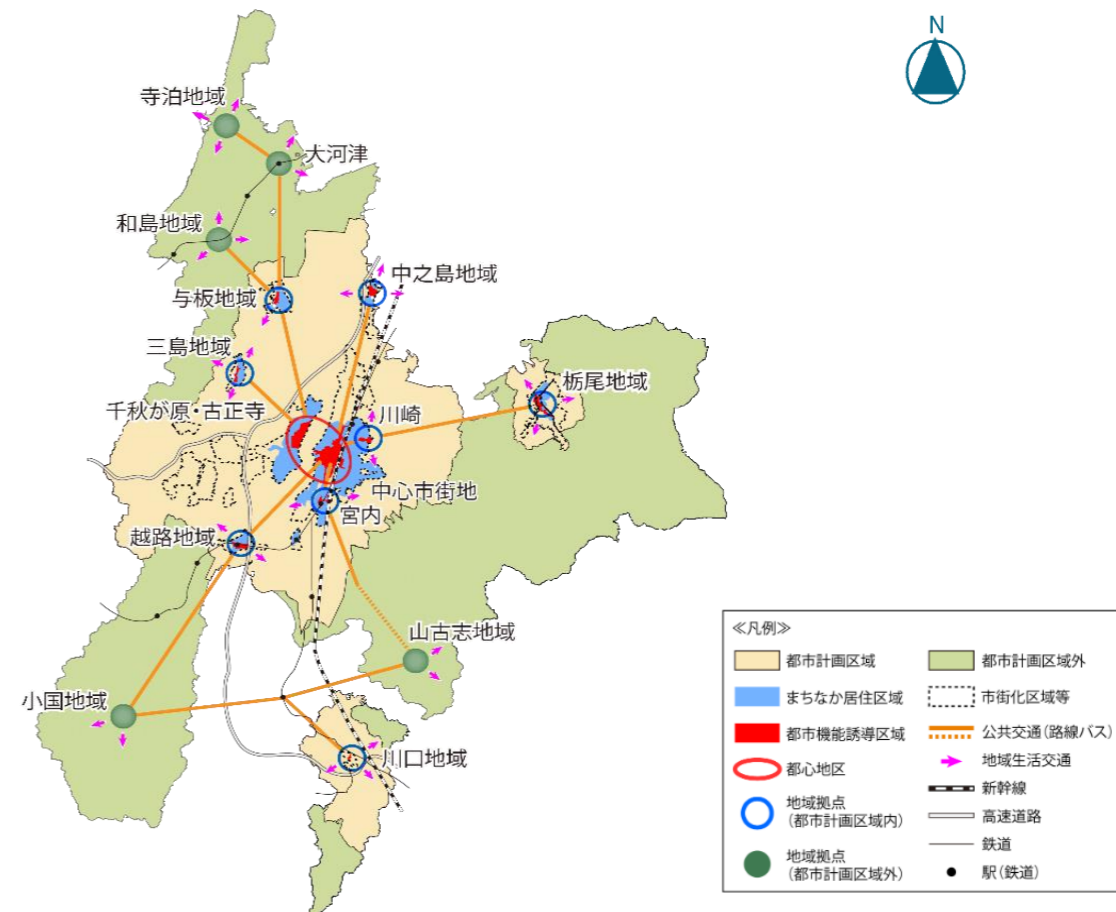
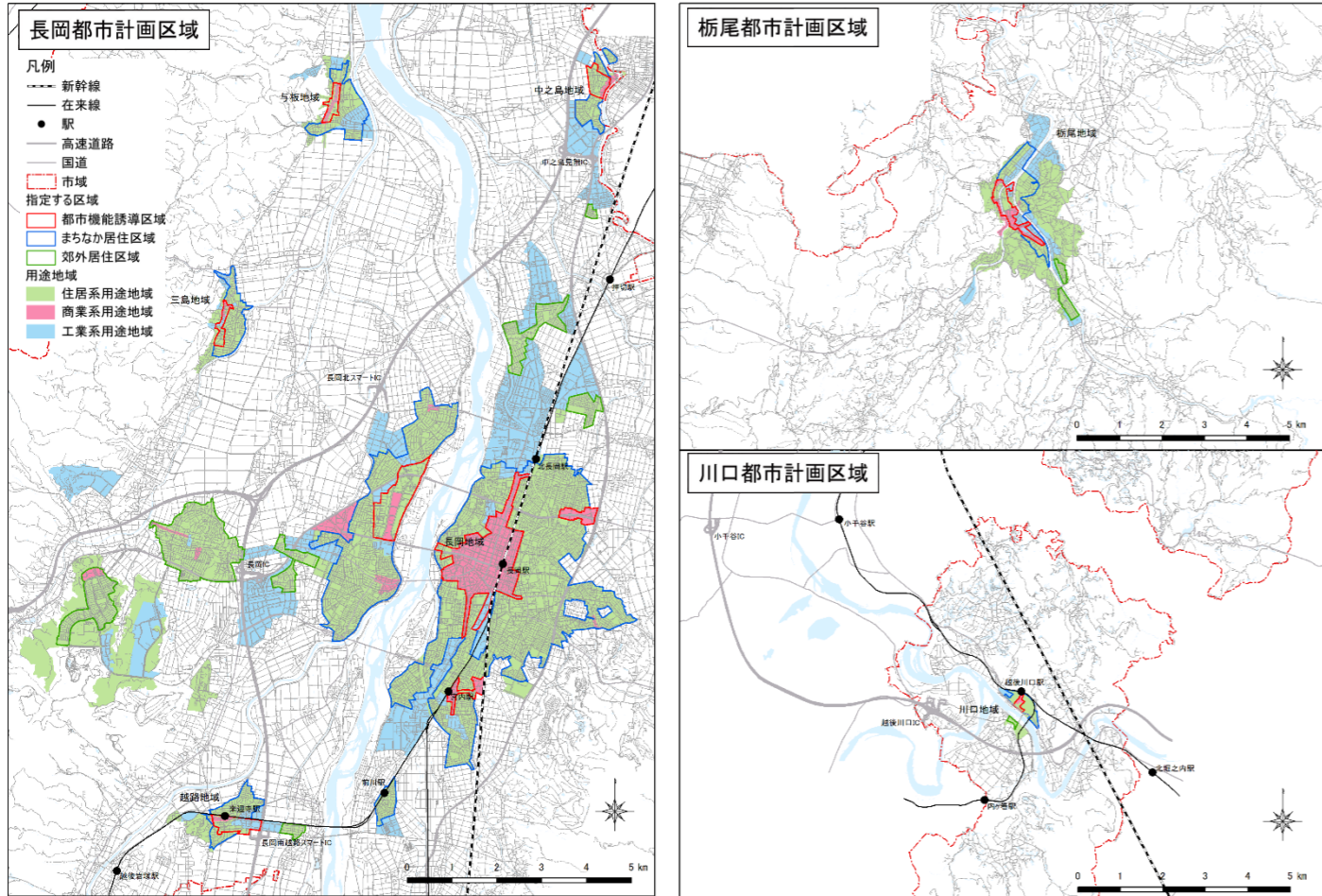


図1：都市拠点と交通ネットワークのイメージ

(6) まちなか居住区域及び都市機能誘導区域 (素案P6-2~6-3)

「(5) 本計画における都市づくりの基本方針」に基づき、まちなか居住区域及び都市機能誘導区域を設定しました(図2)。



市街化区域等 既に市街地になっている区域や計画的な市街地整備を行っていく区域で、市街化区域と非線引き用途地域をいいます。

まちなか居住区域 一定エリアにおいて人口を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導する区域で、市街化区域等のさらに内側へ設定します。

都市機能誘導区域 都市機能(医療・社会福祉・商業等)を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。居住誘導区域のさらに内側へ設定します。

郊外居住区域 まちなか居住以外の住居系用途地域を定めている区域のうち、土地区画整理事業や民間事業者の宅地整備等により都市基盤が整っている区域です。都市再生特別措置法による位置付けのない本市独自の区域です。

図2: まちなか居住区域等

表1: まちなか居住区域面積

地域名	面積[ha]
長岡地域	2,212.1
(川東)	(1,612.9)
(川西)	(599.2)
中之島地域	74.5
越路地域	94.9
三島地域	84.4
与板地域	110.9
栃尾地域	132.3
川口地域	28.4
合計	2,737.5

表2: 都市機能誘導区域面積

地区名	面積[ha]
中心市街地・シビックコア地区	252.1
千秋が原・古正寺地区	101.4
宮内地区	22.0
川崎地区	21.3
中之島地域	25.5
越路地域	33.5
三島地域	14.9
与板地域	17.6
栃尾地域	39.1
川口地域	5.1
合計	532.5

3 第7章 防災指針 (素案P7-1~P7-37)

新規

本市では、次の3点を踏まえ、更なる事前防災型のまちづくりを進めることを目的として、防災指針を策定しました。

- これまでの被災で得た教訓を活かすこと
- 課題を地域ごとに明確にし、情報共有を図ること
- あらゆる関係者との連携により、実効性のある取組を位置づけ、事前防災としての防災まちづくりを進めること

(1) 防災まちづくりの考え方(素案P7-2~7-4)

防災指針による防災まちづくりを進めるため、基本情報の整理及び現状分析を踏まえた防災まちづくりの方向性の検討を行い、各エリア毎の防災まちづくりの方向性及びリスク回避・軽減方策をとりまとめています(図3)。

○ 防災まちづくりにおける基本方針

まちなか居住区域内の被害リスクが高いエリアにおいて、リスク回避・軽減を図るための適切なハード・ソフト対策をあらゆる関係者との連携により展開し、災害に強く安心して住み続けることができる環境を確保します。

■ 防災まちづくりの進め方

- ① 各地域で想定される災害ハザードによる被害リスクを分析・評価し、エリア毎の防災まちづくり上の課題としてとりまとめ、関係機関等と情報共有します。
- ② まちなか居住区域内の被害リスクが高いエリアにおいて、都市的土地利用を継続する上で必要となるリスク回避・軽減方策を「災害の発生防止」、「人的被害の最小化」、「建物等財産被害の最小化」の視点で検討し、エリア毎の取組として位置づけます。
- ③ 国土強靱化地域計画や地域防災計画等の関連計画と整合を図るとともに、国・県・市・民間・NPOなどあらゆる関係者の連携により、実効性のある取組を進め、まちなか居住区域の安全性を向上させます(図4)。

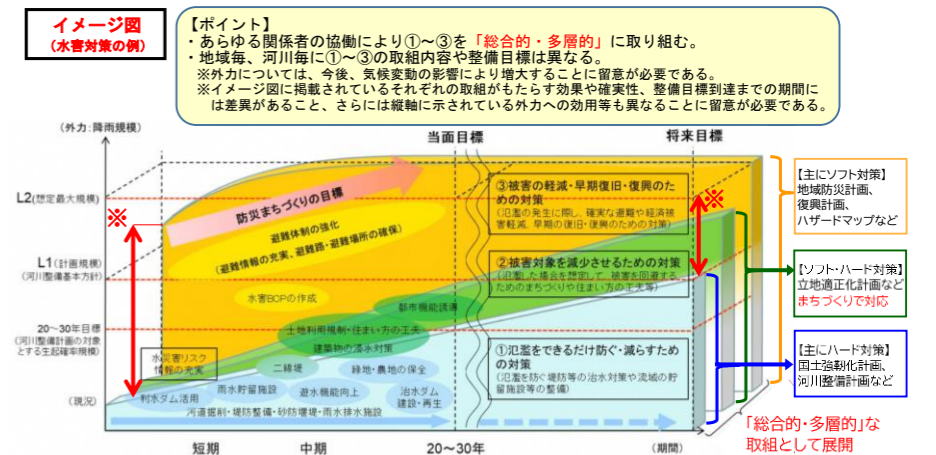
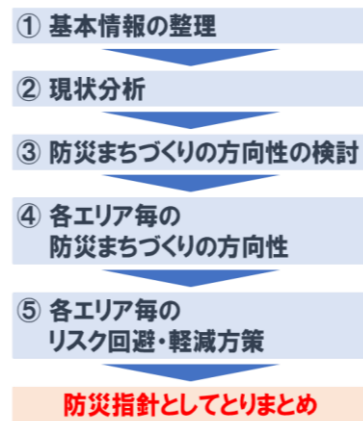


図3: 防災指針とりまとめフロー

出典:「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」のイメージ図を引用し、作図
 ※あらゆる関係者が各々で実施していく取組(氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策)を横断的に絡めて「総合的・多層的な取組」として展開することで、効果的に防災まちづくりが進められることを示す。

図4: 防災まちづくりにおける総合的・多層的な取組のイメージ

(2) 災害リスク分析・評価 (素案P7-5~7-9)

防災まちづくりを進めるに当たっては、想定されるハザードによる被害リスクを正しく評価する必要があります。

災害リスク分析・評価は、まず、対象とするハザード(図5)の情報を重ね合わせ、災害の発生確率をリスクとして考慮し、市域全域(マクロ的な視点)及び各地域のまちなか居住区域(ミクロ的な視点)による分析を行います。次に、このリスク分析結果を簡易的に定量評価することで、地域別及びエリア別リスクの傾向を明らかにし、防災まちづくり上の課題をとりまとめています(図6)。



図5：災害リスク分析・評価の対象とするハザード

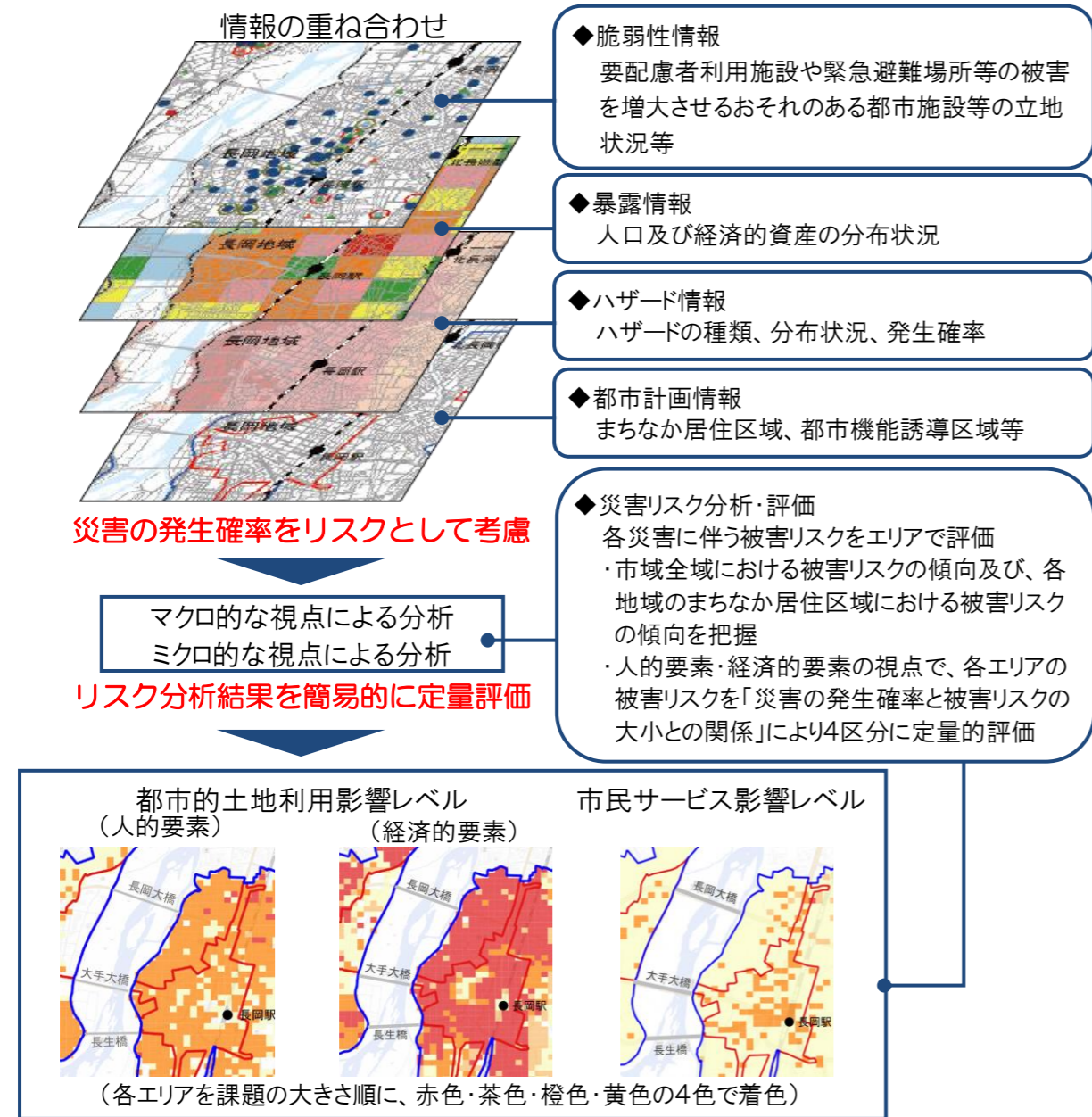


図6：災害リスク分析・評価の進め方(イメージ)

(3) 防災まちづくりの推進 (素案P7-10~7-37)

災害リスク分析・評価にて明らかとなり整理した「防災まちづくり上の課題」及び「防災・減災対策の取組方針」を国・県・市・民間のあらゆる関係者と情報共有、連携の上で実施し、取組の実効性を高めていくことで、「災害に強く安心して住み続けることができる環境」の確保を図ります。

1) 防災まちづくり上の課題 (素案P7-11~7-19)

■地域別リスクの傾向(総括)(素案P7-11)

地域別リスクの傾向(総括)は、災害リスク分析・評価により明らかとなった防災まちづくり上の課題を全市域で俯瞰して地域別にとりまとめたものです(図7)。

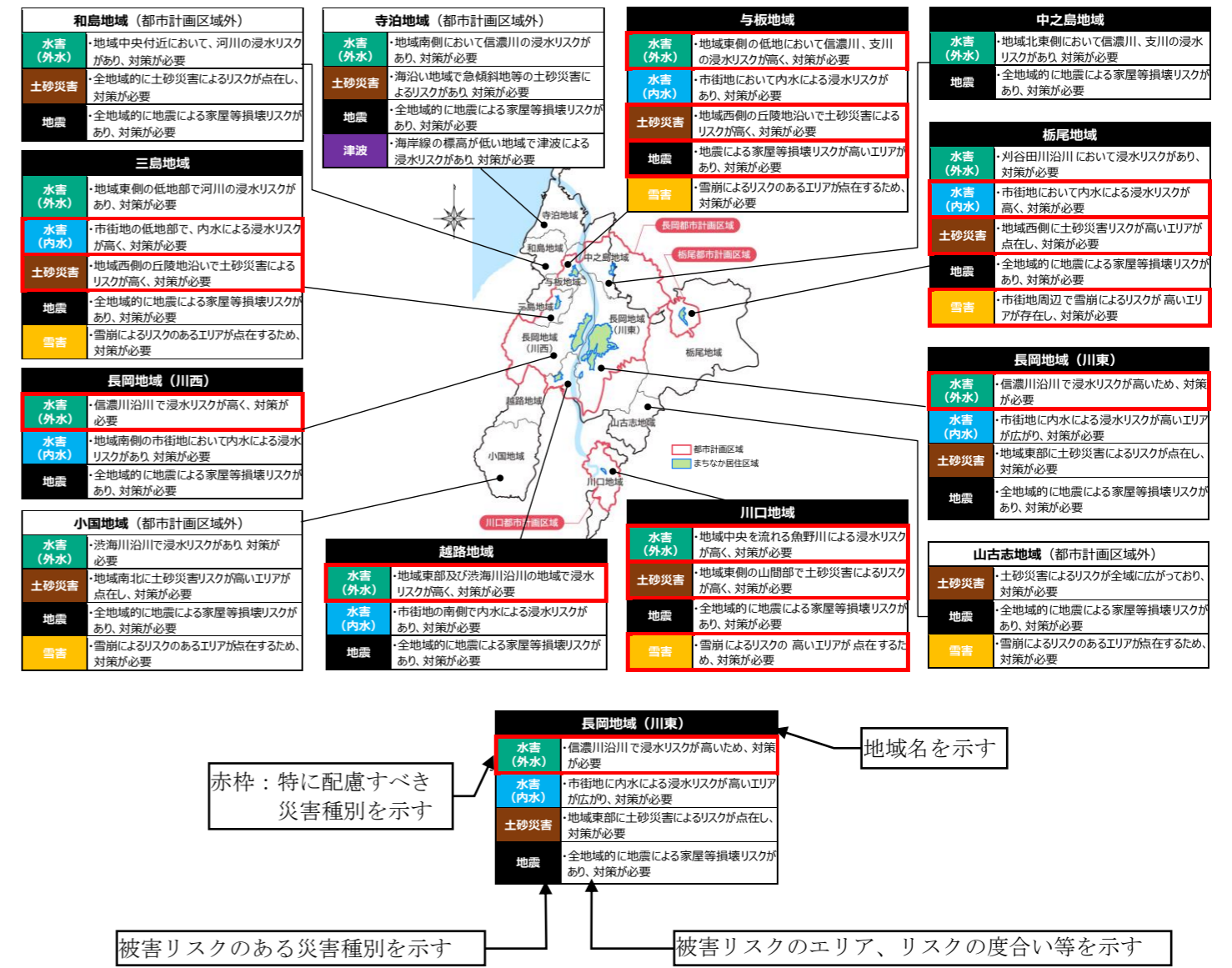


図7：地域別リスクの傾向(総括)

■エリア別リスクの傾向（各地域）（素案P7-12~7-19）

エリア別リスクの傾向（各地域）は、各地域のまちなか居住区域について、災害リスク分析・評価の結果を基にリスクの傾向を整理し、エリア別の防災まちづくり上の課題として示したものです（図8）。

災害による被害リスクが高いエリアを災害種別毎にまとめています。被害リスクが明示されていないエリアにも、災害に伴う被害リスクが存在するため、危険度はハザードマップ等による確認が必要です。

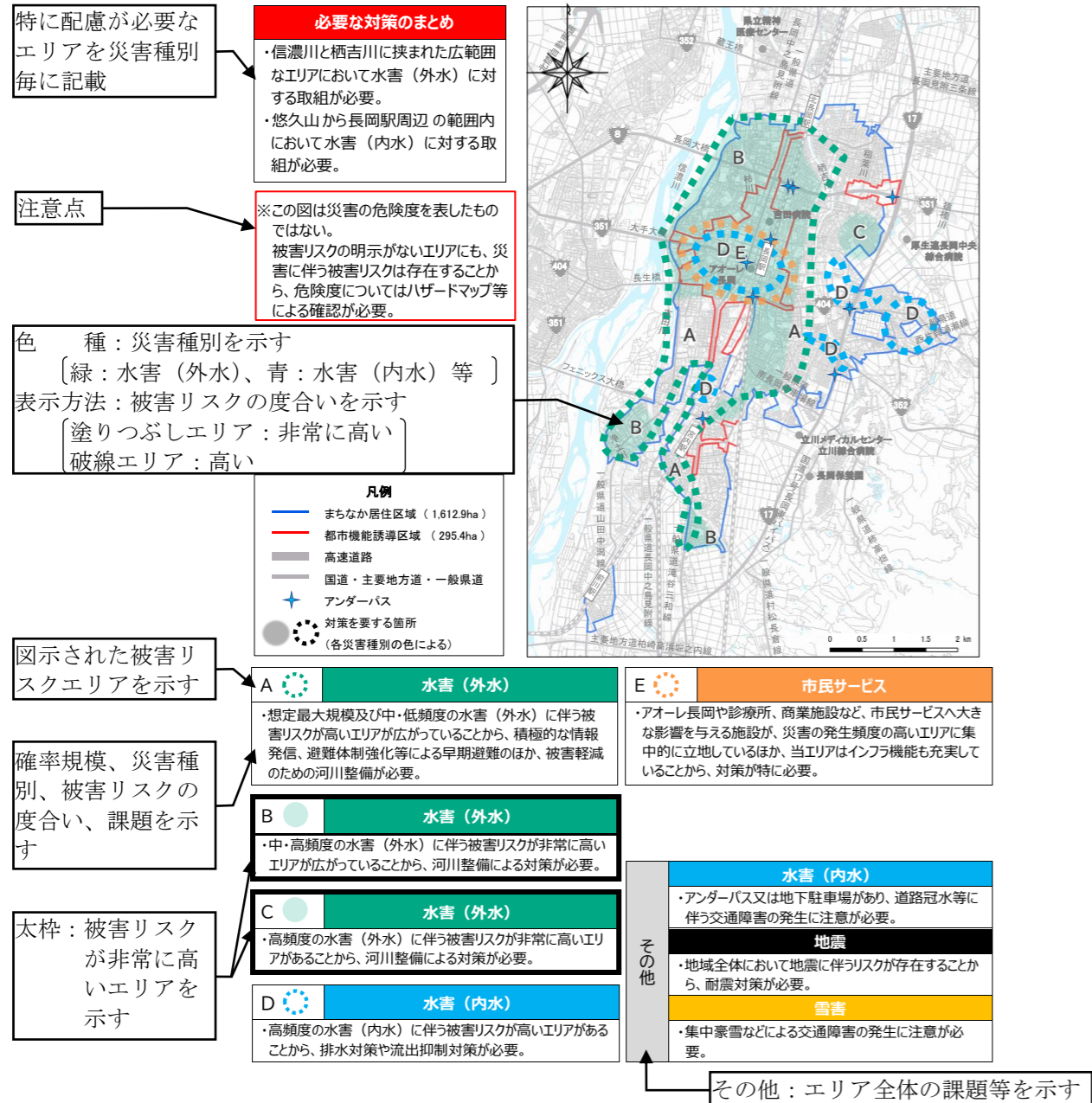
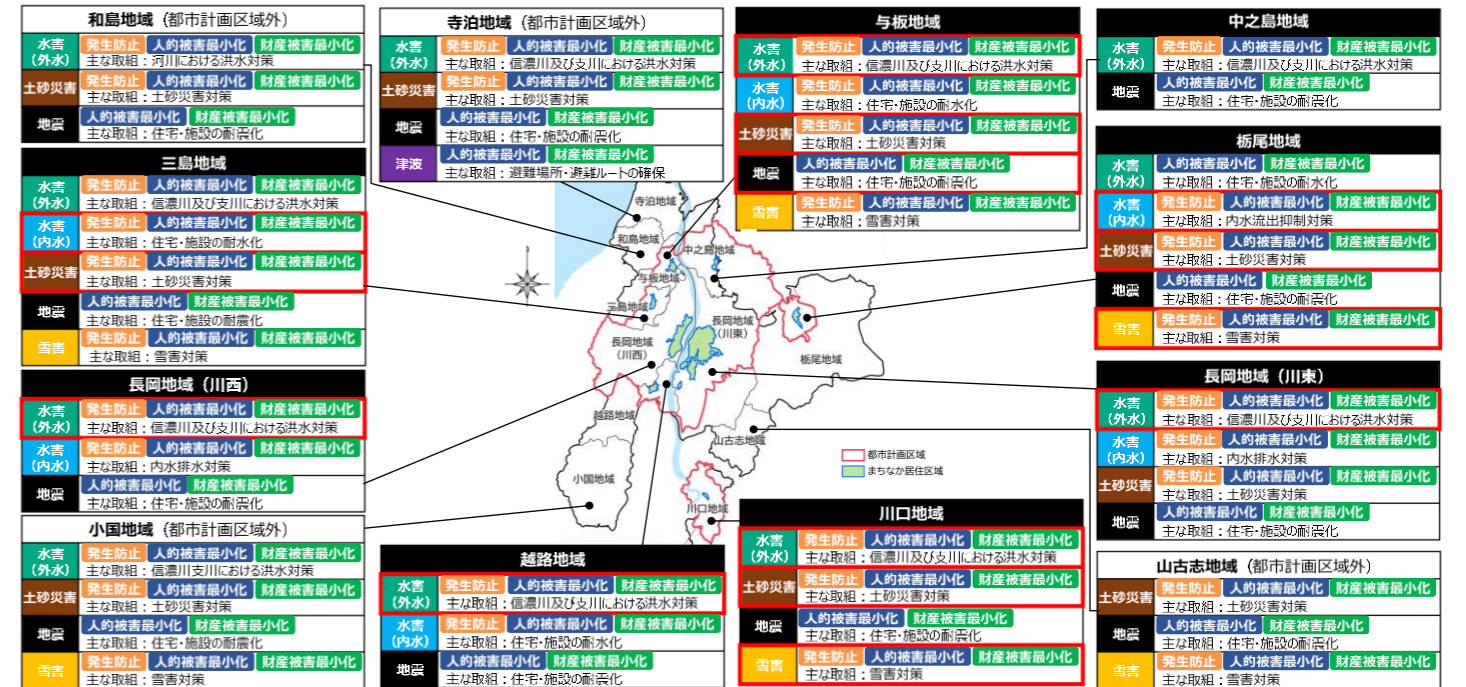


図8：エリア別リスクの傾向【長岡地域（川東）】

2) 防災・減災対策の取組方針（素案P7-20~7-37）

■地域別取組方針（総括）（素案P7-20）

地域別取組方針（総括）は、地域別リスクの傾向（総括）で整理した防災まちづくり上の課題を踏まえ、都市的土地利用を継続する上で必要なリスク回避・軽減方策を、全市域で俯瞰してとりまとめたものです（図9）。



※まちなか居住区域外（都市計画区域外の4地域を含む）での課題に対する防災・減災対策の取組は、都市計画マスタープラン等の他計画により推進します。

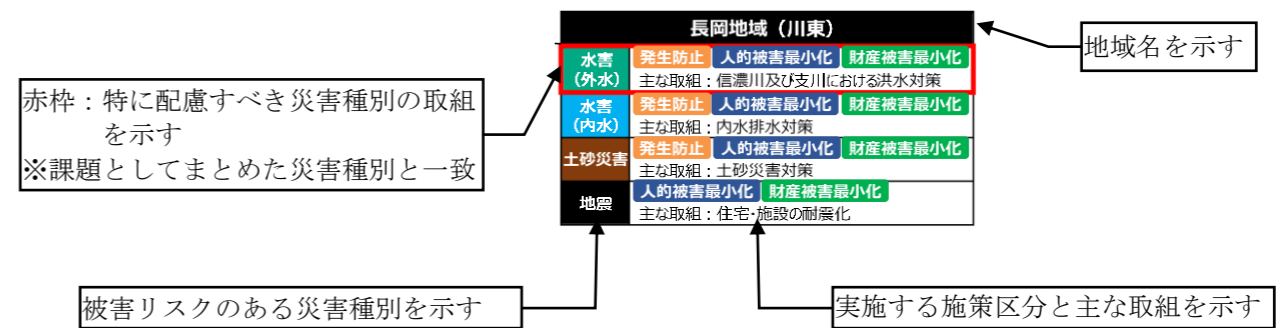


図9：地域別取組方針（総括）

表3：施策区分と取組例

施策区分	国、県、市、民間のあらゆる関係者の連携にて実施する取組例
1 災害発生を防止するための対策	河川整備の促進、排水ポンプ場整備、法面工事の促進、土砂災害防止工事の促進など
2 人的被害を最小化するための対策	下水道施設の耐水化、公共建築物の耐震化、避難場所の整備、住宅の移転支援など
3 建物等財産被害を最小化するための対策	公共施設や民間施設等の設備の耐水化、旧耐震基準による住宅・施設の耐震改修支援、誘導区域の見直し、克雪住宅の推進、住宅の移転支援など

■エリア別取組方針（各地域）（素案P7-21~7-37）

エリア別取組方針（各地域）は、エリア別リスクの傾向で整理した防災まちづくり上の課題を踏まえ、まちなか居住区域を対象エリアとして詳細にとりまとめたものです（図10）。

国・県・市・民間のあらゆる関係者にて実施する取組を位置が分かるように記載するとともに、民間等から実施してもらいたい取組を下線で示しています。

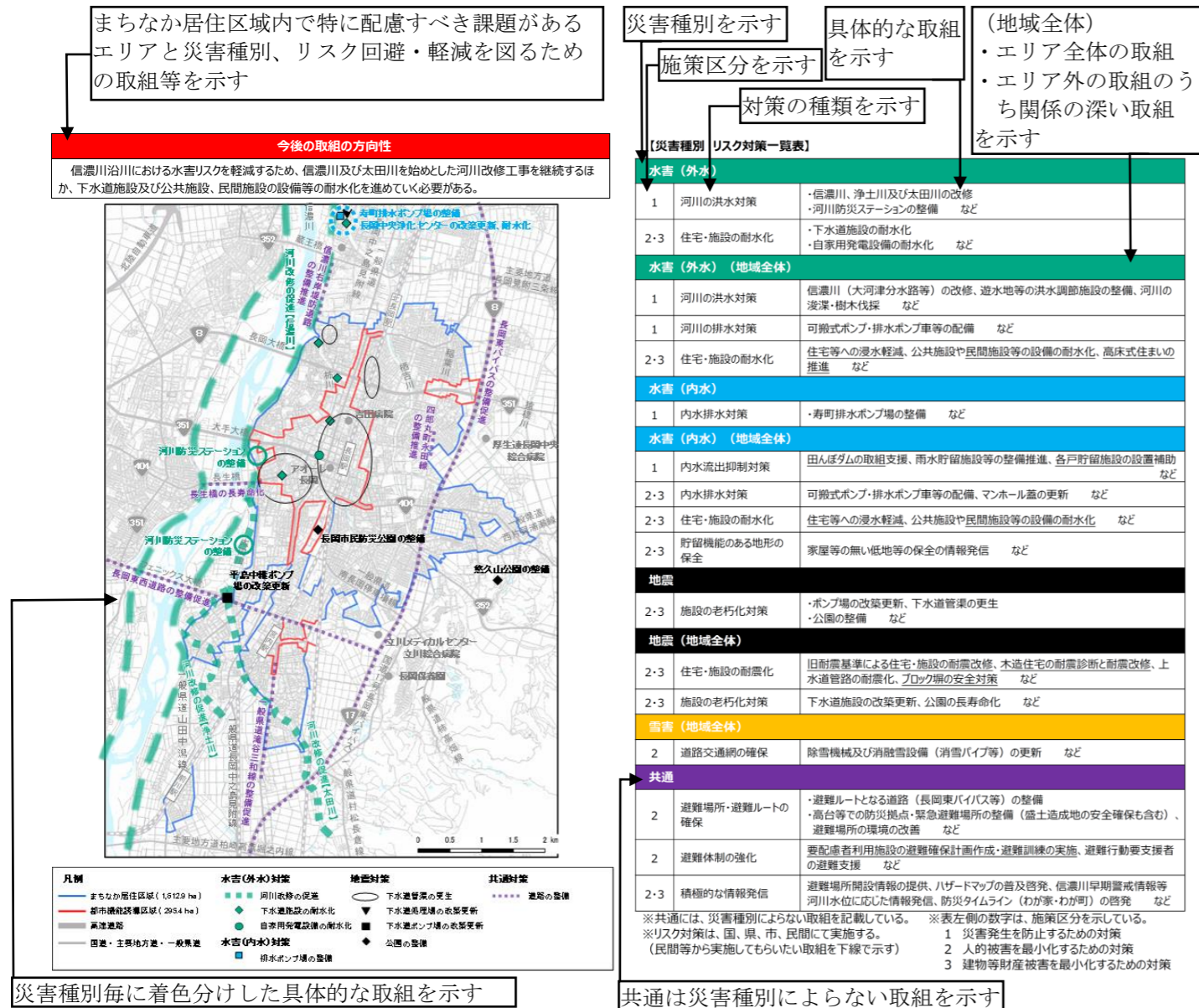


図10：エリア別取組方針【長岡地域（川東）】（例）

表4：防災・減災対策に係る評価内容

災害種別	【評価指標】 安全性が高いエリアに居住する人口の割合
水害（外水）	中・低頻度の洪水浸水想定において、浸水深0.7m未満となるエリアの居住人口の割合
水害（内水）	高頻度の内水浸水想定において、浸水しない（浸水深0m）エリアの居住人口の割合
土砂災害	土砂災害警戒区域（イエローゾーン）外及び土砂災害対策が実施された区域の居住人口の割合
地震	地震被害想定による建物全壊率が50%未満であるエリア及び同エリア外で建て替えられた住宅の居住人口の割合

※ 防災指針では、自然災害に対して命を守ることを最優先に、公表されているハザードを踏まえ、この表に示すエリアを『安全性が高いエリア』と定義します。（この他にもハザードが存在するため、安全性を担保するエリアではありません。）

（2）中間評価（素案P8-8~8-17）

中間評価（平成29年度～令和2年度）（表5）

- 居住誘導：中間目標は満たしており、計画期末の目標達成に向け取組を継続します。
- 都市機能誘導：機能は維持しているが、新たに誘導する施設の数未達成。機能更新を進めます。
- 公共交通：中間目標は満たしたが、バス系統廃止に対応して地域生活交通で代替が必要です。

表5：中間評価結果

項目	評価指標	状況	基準値	目標値	実績値
居住	行政区域人口に対するまちなか居住区域の人口割合[%]	達成	49.2	51.2	51.8
	まちなか居住区域の人口密度[人/ha]	達成	50.75	49.50	50.50
都市機能	維持する誘導施設[機能]	達成	67	67	67
	新たに誘導する施設[機能]	未達成	—	3	0
新たな機能誘導はできなかったが、7機能を更新予定（ミライエ長岡、トチオーレなど）					
公共交通	都心地区と各地域拠点間を結ぶバス系統及びまちなか居住区域を通過するバス系統[系統]	達成	120	120	121
	まちなか居住区域にお住まいの方のバスに対する満足度[%]	達成	22	22	38

- ※ 各評価指標
- 居住：まちなか居住区域の人口の集積度合を計るため指標として採用しました。
- 都市機能：都市機能の充実度を計るため都市機能の機能数を指標として採用しました。
- 公共交通：交通ネットワークの強度を計るため指標として採用しました。

4 第8章 目標値の設定と施策達成状況の評価方法（素案P8-1~P8-17）

（1）目標値の設定（素案P8-2~8-6）

立地適正化計画を進めることによるまちづくりの効果を測るため、居住誘導、都市機能誘導、公共交通、防災・減災対策の評価指標を定めました。

新たに設定する防災・減災対策は、次のとおり、「安全性が高いエリアに居住する人口の割合」を評価指標としました（表4）。

■居住誘導に係る中間評価（補足①、②）

表6：行政区画人口に対するまちなか居住区域の人口割合及びまちなか居住区域の人口密度

		【評価指標】						
		行政区画人口に対するまちなか居住区域の人口割合、まちなか居住区域の人口密度						
		目標値		まちなか居住区域面積 (ha)	行政区画人口(人)	H27 国勢調査による推計値 国立社会保障・人口問題研究所		
		まちなか居住区域				人口	人口割合 (%)	人口密度 (人/ha)
基準年度	平成 22 年度	人口割合 (%)	人口密度 (人/ha)	面積 (ha)	行政区画人口(人)	人口 (人)	人口割合 (%)	人口密度 (人/ha)
	平成 27 年度	49.6	49.67	2,740.8	282,674	139,102	49.2	50.75
	令和 2 年度	51.2	49.50	①2,737.5	② 266,677	③138,232	① 51.8	② 50.50

中間評価は、全ての分析データが公表されている平成 27 年国勢調査に基づき、国立社会保障・人口問題研究所が将来推計した令和 2 年の数値で評価をしています。

(補足①)

$$\text{行政区画人口に対するまちなか居住区域の人口割合} = \frac{\text{③}}{\text{②}} = \frac{\text{まちなか居住区域人口}}{\text{行政区画人口}}$$

(補足②)

$$\text{まちなか居住区域の人口密度} = \frac{\text{③}}{\text{①}} = \frac{\text{まちなか居住区域人口}}{\text{まちなか居住区域面積}}$$

■都市機能誘導に係る中間評価（補足③）

表7：都市機能誘導区域に維持・誘導する施設

種別	維持・誘導する機能	維持・誘導する施設	都市機能誘導区域										備考		
			中心市街地・シビックコア地区	千代が原・古正寺地区	宮内地区	川崎地区	中之島地区	越路地区	三島地区	与板地区	柳尾地区	川口地区			
医療	総合的な医療サービス（二次医療）を受けられる医療機関（総合病院）	医療法第4条の2に定める特定機能病院 医療法第4条に定める地域医療支援病院	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	病院	医療法第1条の5に定める病院	●◇	-	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	
	診療所	医療法第1条の5に定める診療所	●◇	●◇	●◇	◇	●◇	●◇	●◇	●◇	●◇	●◇	●◇	◇	
社会福祉	高齢者及び障害者支援の拠点となる基幹的施設	※公共施設	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
子育て支援	子育てに関する相談や活動等の拠点となる基幹的施設	※公共施設	●	●	-	-	□	□	●	□	□	□	□		
商業	広域型商業施設（ショッピングセンターなど） ※店舗1棟当たりの床面積が10,000㎡超	食料品取扱店舗を含む商業施設	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	地域型商業施設（総合スーパーマーケットなど） ※店舗1棟当たりの床面積が3,000㎡超～10,000㎡以下	食料品取扱店舗を含む商業施設	●	◇	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	
	近隣型商業施設（食料品店、ドラッグストアなど） ※店舗1棟当たりの床面積が500㎡以上～3,000㎡以下	食料品取扱店舗を含む商業施設	●	●	●	●	●	●	◇	◇	●	●			
金融	現金の引出・振込・預入が可能な金融機関（銀行本支店・出張所、郵便局など）	銀行法第2条に定める銀行、銀行法施行規則第3条に定める銀行出張所、信用金庫法に基づく信用金庫、中小企業等協賛組合法第3条に基づく信用組合、株式会社協工組合中央金庫法第1条に定める協工組合中央金庫、日本郵便株式会社法第2条第4項に定める郵便局	●	●	●	◇	●	●	●	●	●	●	●		
教育・文化	広域から人が集まる	生涯学習の拠点となる施設	※公共施設	●*	●*	-	-	-	-	-	-	-	-	-	*地域住民のための機能も兼ねる
		図書館	※公共施設	●*	●*	-	-	-	-	-	-	-	-	-	*地域住民のための機能も兼ねる
		博物館・美術館	※公共施設	●*	●*	-	-	-	-	-	-	-	-	-	*地域住民のための機能も兼ねる
		文化会館・ホール	※公共施設	●*	●*	-	-	-	-	-	-	-	-	-	*地域住民のための機能も兼ねる
	地域住民のための	生涯学習の拠点となる施設	※公共施設	-	-	-	-	☆	●	●	□	●	●		
図書館	※公共施設	-	-	-	-	☆	●*	●*	□	●	●*	*公民館等の図書室機能			
文化会館・ホール	※公共施設	-	-	-	-	☆	●*	●*	□	●	●*	*公民館等のホール機能			
健康増進	体育館	※公共施設	●	-	-	-	☆	-	●	□	●	-			
行政	市役所本庁舎	※公共施設	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	支所・行政サービス窓口	※公共施設	-	●	-	-	●	●	●	●	●	●	●		

●誘導施設として維持 ◇新たに機能を誘導 □既存機能を施設更新時に誘導 ☆既存機能が都市機能誘導区域の近くにあるため誘導施設として位置付けない -誘導施設として位置付けない

誘導施設の種類の条件

- 区域内に誘導施設が1つ以上ある：67施設
- ◇ □ 区域内に誘導施設が無く、誘導するもの

■公共交通に係る中間評価

①都心地区と各地域拠点間を結ぶバス系統及びまちなか居住区域内を通過するバス系統（補足④）
バス系統一覧表を資料編「資-36」に掲載しました。

②まちなか居住区域にお住まいの方のバスに対する満足度（補足⑤）

高齢者及び移動範囲が広い高校生の利用実態を把握するため、前回調査から配布方法と配布数を変更しました。

変更により、H28 結果と単純比較ができないことから、R3 アンケート結果を「年齢構成比」及び「地域構成比」の補正を行い中間評価しました（図 11）。

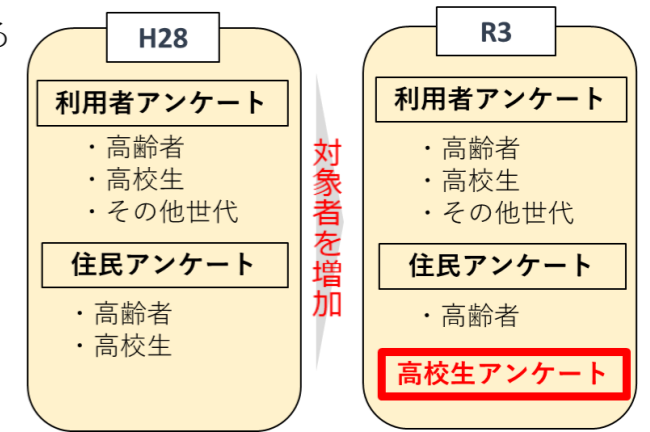


図 11：アンケート対象者の差異（イメージ）

5 第9章 計画を実現するための施策（素案P9-1～P9-27） [拡充]

計画を実現するための施策として、居住誘導、都市機能誘導、公共交通、まちなか居住区域外、防災・減災対策について、それぞれ施策の分類を行い、施策の概要と対象者及び実施主体を記載することで、各取組の推進を図ります（図 12）。

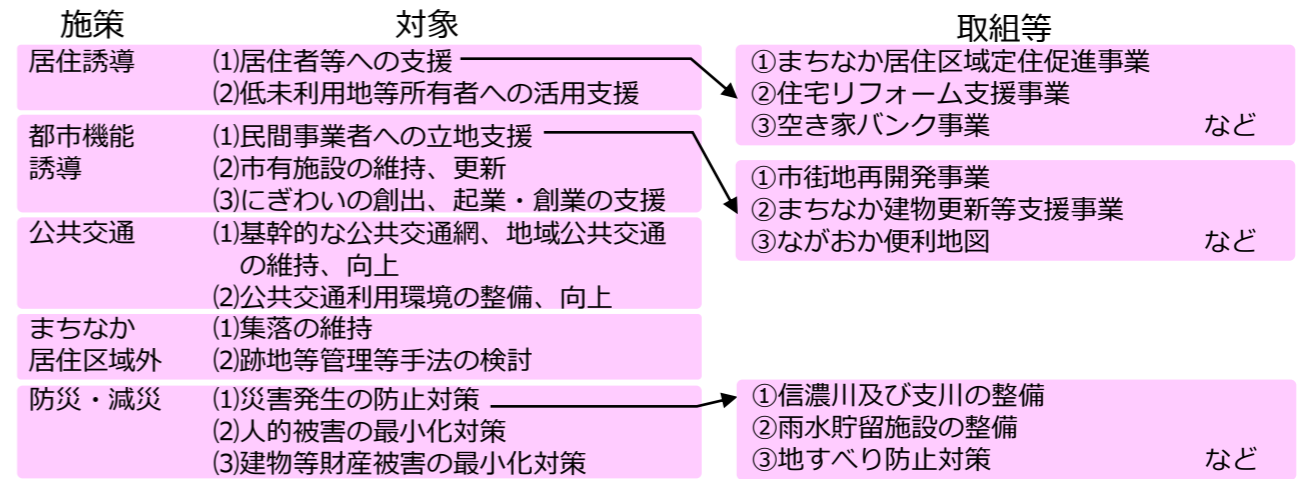


図 12：計画を実現するための施策及び取組等（例）

6 資料編（素案P資-1～資-57） [追加]

資料編には、本編の根拠や補足となる資料などを掲載しました。
今回の改定では、計画の理解を深める手助けとなるよう、用語集を追加しました。